

議長(中西虎蔵君)このより理事者並びに監査委員の報告に対する
質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。おはかりに
ます。議案第六十八号は総務委員会に審査を付託し詳細な
審議を願うことにしたいと思ひますか。これに異議あり
ませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)異議なしと認めます。よろさよう決定いた
しました。なお本委員会に審査報告は本会期中にお願いいたし
ます。

十三番大久保一郎君議長

議長(中西虎蔵君)十三番

十三番大久保一郎君休憩願ひます。

議長(中西虎蔵君)それではここで暫時休憩いたします。

休憩午後二時三十分

開議午後三時十七分

十番加藤清一君欠席

議長(中西虎蔵君)休憩を以てつづき会議を開きます。

議長(中西虎蔵君)日程第九昭和三十九年度福山市国民健康保険
特別会計歳入歳出決算決定について議案第六十九号を議題に
供します。朗読を省略してただちに理事者から提案理由の説
明を求めます。秋山収入役

(収入役秋山誠一君登壇)

収入役秋山誠一君昭和三十九年度の国民健康保険特別会計決算
について説明申し上げます。歳入総額が四千百三十一万四千

二百五十九歳出が三千九百七十八万八千五百三十一円、差引をいれしものと
百五十一万三千三百八十六円、これは四十年度繰越された金額で
ございませう。国保関係におかれましては保険料が千六百二十六
万六千六百三十一円、使用料及び手数料がわすかに百十円、国庫
支出金におかれましては千八百六十七万九千五百九十九円、都の支出金に
おかれましては二百一十六万八千八百二十四円、繰入金といわれし
て一般会計から二百九十九万円を受け入れております。繰越金
は三十八年度から繰越されたものでございまして百十五万二千五
百五十八円、諸収入におきいて九万九千五百四十二円、以上の
合計が四千五百二十一万四千二百五十九円、ございませう。なほこの保険
料の集金におかれましては婦人会が非常に努力されまして
この結果収入未済額が四万七千六百九十五円の滞納額でありま
す。が、全体から比較いたしませうとせずかな額でございませう。

それから決算額におかれましては一万二千五百八十五円を決算処分とい
はしませう。これは転出等によりまして徴収不能となり、古い
部分について処分をいたしたわけにてございませう。次に歳出について
申し上げます。まず総務費でございませうが三百五十三万七千六百
七十九円の支出になつております。これは一般事務関係、報償費、需
用費等でございませう。次に保険給付費におかれましては三千五百三
十二万二千七百四十七円、これは医者に支払ひをするもので、助産費
葬祭費は直接本人に支払つたものでございませう。大体予算内で
賄ふております。保険施設費といわれましては二十万二千五百四十
二円、これは保険関係の事業に要したものでございませう。公債費
はございませう。諸支出金におかれましては三百八十五万五千円
の支出でございませう。が過剰保険料を還付したものでござい
ます。予備費の支出はございませう。歳出合計が三千九百七

十、八百二十日でございます。以上甚だ簡単でございますが説明を終りたいと思ひます。よろしく慎重に審議の上、認めてくださるようお願い申し上げます。

議長（中西虎蔵君）引き続き監査委員の報告をお願いします。

八番上石浩吉君登壇

八番上石浩吉君（一名により本邦国民健康保険特別会計決算について監査報告をいたします。三十九年度の決算は、はたたい本収入役より詳細な報告があつたとあり、四十年年度の繰越が百五十一万三千三百八十六円でございます。歳入に於いて百十万余の減でございますが、これは国及び都の支出金の減が主であり、本邦として決算は、これは計算上執行上あるいは行政効果上適正であると認められるものであります。以上簡単であります。か監査報告といたします。

議長（中西虎蔵君）これより理事者の説明並びに監査委員の報告に對する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）これにて質疑を終結いたします。

おけかりいたします。議案第六十九号は厚生委員会に審査を付託し、詳細な審議を願ふことになつたと思ひますが、これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）異議なしと認めます。よつと決定いたしました。なお、本邦委員会の審査報告は本会期中にお願ひいたします。

議長（中西虎蔵君）日程第十昭和三十九年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出決算認定について議案第七十号を議題に供します。朗読を省略して、ただちに理事者から提案理由の説明

を求めます。秋山収入役

一収入役(秋山誠一君)に指名によりまして三十九年度の公益貸屋
特別会計の決算について説明申し上げたいと存じます。作年
も同様であつたのでございりますが貸屋の運転資金と一般の
経営とが諸にならぬようにその区別がなかなかわかりな
くい点がありますのでわかりやすく説明できるように
資料を別に届けつけられますが四十年から別経理し
てありまして運転資金等はつきりするのであります
が三十九年度におきましては決算書の中から運転資金
と経営の部分をわけたのでございします。歳入合計が九百三十
五万六千七百四十四円、歳出が八百八十三万六千四百二十九円であ
りまして、この差引が五十一万九千六百四十五円が四十年
度に繰越されております。資料を説明したいと存じますが

回収金の累計額と貸付金の累計額となつております。回収
をいたしまして部分はこれだけのつと金額を累計したもので
五百五十九万六千五百五十四円から貸付金累計額もこのつと累
計したもので六百六十六万六千七百五十四円であつたので、流出物
を処分金として元金に該当する部分が三十三万一千二百五十四
円は運転資金の関係でございします。繰越金が六十九万七千三百
三十七円あつたわけで、さういたしますと運転資金は八百八
十八万六千五百五十四円の歳入でございします。歳出は六百六十六万六千
七百五十四円、この差引が四十八万二千八百八十七円、これが運転資
金の手残りということになります。次に経営ですが、原則と
しては貸付金の利子でも購入わけでありませんが利子が
十六万四千三百七十四円、流出物の処分をし利子にわけた部分
が二千六百六十四円、ございします。一般会計から五十一万二千円を繰入れ

てあります。その内、経費の合計が百二十六万五千四百三十七円となります。歳出関係で総務管理費にたいして九十九万三千八百七十九円、これは貸屋事業所の経費にたいして、この経費でございまして、公債費として十三万五千六百円、起債の元利償還金で元金が十一万五千四百五十五円、利子が二万二千四百六十八円でありまして、以上を合計いたしますと、百二十五万九千六百七十九円、差引が三万五千五百五十八円、この金額と運転資金の手持ち現金にたると四十八万二千八百八十七円を加えますと、五十一万九千六百四十五円となるわけでございます。運転資金の状況としては年度当初の現在高、一般会計から繰入っております関係がありまして、この年度にたいしましては運転資金はたいへん少ないで消人だということでございます。そのうち

年度末にいたるわけですが、年度末の内収にたいしましては手持ち現金が四十八万二千八百八十七円で、貸付金額、これは在庫高となるわけですが、二百四十四万八千五百十四円でございます。その在庫品の数は口数にたいして二百四十三口、点数にたいして二千三百五十八点でございます。これをすべてみわかると、一般的に経費を利息で賄うためにはどうしても常時二百万以上貸付はしないといけないという結果が出てくるわけですが、最近では借り手がかなり多くなり、三百万円近くになることがあります。以上簡単にございまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長(中西虎蔵君) 引続き、監査委員の報告をお願いします。八番(八番上石谷吉君登壇)

八番(上石浩吉君)の指名によりまして公益貨屋特別会計決算につ
り監査報告をいたします。本決算は帳簿上あるいは調書
審査上適正と認めるものであります。意見書にも申し上げ
てたとおり、所行政あるいは財政を考へる時、さらには改善
に二層の努力を望むものであります。以上で報告を終り
ます。

一議長(中西虎蔵君)へより理事者の説明並に監査委員の報告
に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。

大分かりいたします。議案第百十号は厚志本員会に審査を付
託し詳細な審議を願うことといたしたいと思います。この
異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)この異議なしと認めます。よろさよう決定い
たしました。なお本員会の審査報告は本会期中にお願いいた
します。

一議長(中西虎蔵君)日程第土昭和三十九年度福生町福生都市計画福生
土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について議案第
百十号を議題に供します。朗読を省略いたします。理事者から
提案理由の説明を求めます。秋山収入役

(収入役秋山誠一君登壇)

一収入役(秋山誠一君)三十九年度の土地区画整理事業特別会計決算
について説明申し上げます。承知のように区画整理事業
は新都市建設公社以外の事業を委託してなすわけであり、ま
たこの特別会計におきましては田畑の作物や建物等の保障

支出してある次第であります。以上が区画整理事業の收支
決算でございまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げ
ます。

議長(中西虎蔵君)引続き監査委員の報告をお願いします。

(八番上石塔吉君登壇)

八番上石塔吉君(区画整理事業特別会計決算について)監査報
告をいたします。本決算は六ヶ月、百五十五万五千九百三十一
円の繰越しを計上しておりますが、これは先程収入後より報告
がなされておりました。事業の進捗程度による保償
問題が大きな原因であります。四十五年度において現任加美平及
ひ武蔵野台ともに順調に進み、収入後より報告がなされたこと
によりまして、監査委員としても工事の進捗をせめて、適切な
要望をしてある次第でございまして、以上本決算は帳簿上ある

いは証書を審査をして、結果適正であると認め、次第で
ございまして、以上で報告を終わります。

議長(中西虎蔵君)これより理事者の説明並びに監査委員の
報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。

おかけいたします。議案第百十号については建設委員会に
審査を付託し、詳細な審議を願うことになしたいと思ひ
ますが、これより異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)異議なしと認め、よろしく決定いたします。
なお、本委員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。

議長(中西虎蔵君)日程第百十二、昭和三十九年度福志町と高橋村

別会計歳入歳出決算認定について議案第百十二号を議題と供
し、朗読を省略した。以上、理事者から議案理由の説明
を求めます。秋山収入役

(収入役秋山誠一君登壇)

収入役(秋山誠一君)昭和三十九年度のと畜場特別会計決算について、
説明申し上げます。歳入におきまして千八百三十二万五千二
百六十円、歳出におきまして千八百十五万七千二百九十六円の支出で差
引が十六万七千九百十四円が四十年度に繰越しとなった金額でい
たいます。歳入から説明いたしますと、事業収入が千八百六十
五千九百九十五円の収入となっております。不納欠損額として廿一
万二千五百四十円、収入未済額として三十三万八百円でございます。
もす。欠損といふものは廃棄された方もありまし
て、古いもので不納欠損のものについて欠損処分をいたした

わけであります。収入未済額は使用料等が滞りとなっております。
るものでございます。どの程度のと殺数になつてゐるかと思
しますと、牛が千六頭、馬が二頭、豚が一番多く四万五千三十二
頭、仔牛千八百十四頭、山羊が二百三十五頭、綿羊五千五頭、合計
四万三千六百四十六頭になります。この内牛馬にのみおきましては
一頭六百円、豚仔牛については三百二十円、山羊綿羊にのみおし
ては百円の使用料をとつてゐるわけであります。次に繰越金
でございますが、二十四万九千四百四十円、これは三十八年度から
の繰越であります。諸収入として九千七百七十円が入つてお
ります。合計千八百三十二万五千二百六十六円となつてゐるわけであ
ります。次に歳出について申し上げます。総務費におきまして
千二百五十六万七千九百六十六円、この内財産管理費として一
円出ておりますが、これは切り費、大電話の関係で支出されて

りもす。あとは一般の事務的経費でございす。その他に電氣設備等の補修工事をして、これが五十四万九千円、それから河物を運搬する自動車代や八千五百二十四等の支出となつております。次が公債費でございす。が百六十九万五千二百円、これは起債の元利償還金でございす。繰出金といふしまし。三百九十万円、これは一般会計決算の時に申し上げましたように、と畜場会計から一般会計に繰入れておりますが、予定に比してのが四百二十六万二千円でございまして、三十六万二千円は足りなかつたわけでございます。これは頭数からすると、予算は近い頭数を処理したわけでありす。が若干使用料の未納がございまして、関係もありまして、予算と実際の繰入れから若干な差がございす。予備費の支出は、ございまして、合計一千八百十五万二千三百九十六円ということになります。

ます。以上で決算の説明を終らせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定あらんことをお願い申し上げます。

議長(中西虎蔵君) 引き続き監査委員の報告をお願いします。

(八番上石拾吉君登壇)

八番(上石拾吉君) 所長によりまして、と畜場特別会計決算認定について監査報告をいたします。本決算については帳簿証書類の記帳あるいは経費は良好と認めるものであります。が所管財政を考慮し、さらには一般と事業収入の成績向上に努力されたいと思ひます。以上で監査報告を終ります。

議長(中西虎蔵君) このより理事者の説明並びに監査委員の報告に対する質疑を承けたいです。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めます。よろしく決定い